

東局課二法 10 - 22  
令和 6 年 1 月 30 日

東京国税局間税会連合会  
会長 片岡 直公 様

東京国税局課税第二部  
法人課税課長 馬場 光徳

### 定額減税の源泉徴収税額からの控除に関する周知について（依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、閣議決定された「令和 6 年度税制改正の大綱（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）」においては、令和 6 年分の所得税について定額による所得税額の特別控除（以下「定額減税」といいます。）を実施することとされており、今後、関係する税制改正法案が成立した場合には、令和 6 年 6 月から定額減税が実施されることとなります。

なお、同大綱においては、「源泉徴収義務者が早期に準備できるよう、財務省・国税庁は、法案の国会提出前であっても、制度の詳細についてできる限り早急に公表する」とされております。

つきましては、東京国税局としましても、周知・広報を順次、進めてまいりますので、各単位会に対し、次の内容について、周知いただきますよう御協力をお願い申し上げます。

#### 1 国税庁ホームページにおける特設サイトの開設

国税庁では、国税庁ホームページ内に定額減税に関する特設サイト（以下「特設サイト」といいます。）を開設し、制度周知用パンフレット等を掲載（掲載情報は随時更新）しているところです。

制度の趣旨・内容等について広く周知広報する必要があることから、この特設サイトへの誘因を目的として、リンク用バナー（別添）を配付させていただきますので、各単位会のホームページにバナーを掲載していただきますとともに、特設サイトの URL 又は QR コード（別添）を各単位会の機関紙（誌）

等へ掲載いただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

## 2 各税務署主催による説明会の開催及びその他の説明会における講師派遣

国税庁では、源泉徴収義務者に対する個別周知を目的として、ダイレクトメール（ハガキによる特設サイトの開設周知）や制度周知用パンフレットの送付を予定しているほか、各税務署において定額減税に関する説明会の開催も予定しています。

つきましては、各税務署から説明会開催に当たり、周知等の御協力をお願いする場合がありますので何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、各単位会におきましても、各単位会主催による定額減税に関する説明会を開催する場合には各税務署からの講師派遣にも対応いたしますので、併せて御周知をお願いいたします。

御不明な点につきましては、以下の連絡先までお問い合わせください。

- 国税庁ホームページにおける「定額減税特設サイト」のリンク用バナー



- 国税庁ホームページにおける「定額減税特設サイト」のQRコード



上記のリンク用バナー及びQRコードにつきましては、国税庁ホームページにおける「定額減税特設サイト」にも掲載しておりますので御利用ください。

※ 掲載情報については随時更新

URL : <https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

(注)「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。